

issue 11.03.24

report no.015

「債務超過会社の会社分割をめぐるコーポレート・ガバナンス」

Seiwa・Meitetsu Legal-map

成和明哲法律事務所  
企業法研究部会・報告

弁護士	渡	邊	顯	弁護士	土	岐	敦	司
弁護士	卜	部	忠	史	弁護士	西	江	章
弁護士	渡	辺	昭	典	弁護士	田	代	桂
弁護士	辺	見	紀	男	弁護士	福	田	大
弁護士	武	井	洋	一	弁護士	飯	田	直
弁護士	西	村	賢	達	弁護士	佐	藤	弘
弁護士	樋	口	達	枝	弁護士	中	島	雪
弁護士	山	内	宏	光	弁護士	小	嶋	順
弁護士	村	瀬	幸	子	弁護士	平	井	智
弁護士	赤	根	妙	子	弁護士	川	見	友
弁護士	山	下	成	美				

# 債務超過会社の会社分割をめぐる

## コーポレート・ガバナンス

### 目次

1. 債務超過会社の会社分割をめぐる問題状況	1
(1) 濫用的な会社分割とは？	1
(2) なぜ「濫用的」なのか？	2
2. A：貴社が会社分割の制度を利用して事業再建を図りたい場合	3
(1) 担当者の実務	3
(2) 役員の実務	3
3. B：貴社の取引先等が会社分割をした場合	4
(1) 担当者の実務	4
(2) 役員の実務	5

### 1. 債務超過会社の会社分割をめぐる問題状況

近年、債務超過に陥って倒産状態にある株式会社について、会社分割の制度を利用して事業再建を図る手法が用いられています。

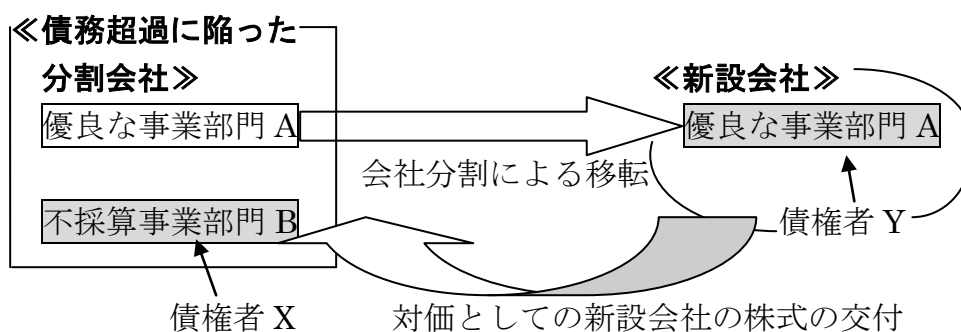
しかし、A：貴社がこの手法を用いる立場の場合には、当該会社分割が濫用的であると将来争われることのないよう、慎重に準備する必要があります。

また、反対に、B：貴社が債権を有する取引先等が会社分割をした場合には、当該会社分割が濫用的でないかどうかを早急に検討し、濫用的である蓋然性が高いような場合には貴社の債権回収策を検討する必要があります。

#### (1) 濫用的な会社分割とは？

では、そもそも、会社分割が濫用的であると争われる場合とはどのような場合なのでしょう？

争われる典型例を簡単に図式化すると以下のようになります（なお、便宜上以下の記述では新設分割についてのみ記載しますが、吸収分割と問題状況は同じです。）。



債務超過に陥って倒産状態にある株式会社（以下、「分割会社」といいます。）が、優良な A 事業部門の資産と A 事業部門の取引に協力する債権者（以下「Y」といいます。）に対する債務のみを新設分割設立会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させ、不採算事業部門 B 等の不良資産及び Y 以外の残存債権者（以下「X」といいます。）に対する債務を分割会社に残し、新設会社は分割会社に対し会社分割の対価として全発行株式を交付するようなケースでは、主に債権者 X と分割会社との間で紛争が発生するおそれがあります。

## （２）なぜ「濫用的」なのか？

上記の場合、なぜ濫用的であるかどうかという点と、債権者 Y は、優良な事業部門 A を引き継いだ新設会社からの債務の弁済が期待できる一方、債権者 X のほうは、会社法上、事前に異議を述べられることなく会社分割をされてしまい、分割後に不採算事業部門 B しか残っていない分割会社からの債務の弁済は期待できなくなる、という点です。

会社法上、債権者 X に対しては、なぜ事前に異議を述べさせることなく会社分割を行うことができるのかといいますと、これは会社分割の際に移転した資産の対価として新設会社の株式の交付を分割会社が受けるため、分割会社の資産の減少はきたさず、分割会社に債務の履行を求めることができる債権者 X が害されることはない、と考えられているからです。

確かに、平時における会社分割、あるいは債権者の同意のある会社分割においては妥当な考えですが、倒産と同視しうる段階での会社分割では、分割会社は移転した資産の価値に等しい対価としての株式を取得できないことが通常であり、それ故、上記債権者 X のような者が会社分割に対し不公平感を抱き、濫用的である、と主張することになるわけです。

## 2. A：貴社が会社分割の制度を利用して事業再建を図りたい場合

### (1) 担当者の実務

それでは、貴社が会社分割の制度を利用して事業再建を図ろうという場合に、1 (1) で解説したような事例に該当して、会社分割について将来争われてしまうような余地がないか、担当者は以下の点を確認しましょう。

- ①なぜ会社分割をするのか、事業再建として他の方法はないかの検討資料は揃っているか？
- ②分割会社が取得する予定の「新設会社」の株式は、非上場株式等で財産評価が困難でないか？分割により移転する資産と比較して分割の対価として見合っているか？見合っていると判断した資料（外部機関を利用したのであればその報告書等）は揃っているか？
- ③不利益を被る可能性のある債権者（前記債権者 X のような者）に対して、事前に十分に説明すれば、同意してもらえそうか？

担当者としては、①、②について、資料を収集し検討した結果を弁護士等の専門家に確認してもらい、当該会社分割が必ずしも濫用的であるとは言い難い旨の意見書を徴求しておきましょう。

その際、複数の専門家から複数の意見書をもらっておくとより安心でしょう。

③については、債権者への説明の前に、説明用として持参する資料・説明内容等について弁護士等に相談し、説明の際の注意事項を聴取したうえで説明に臨みます。また、説明当日は議事録を作成し保存しておくことが重要です。

資料の収集・検討⇒弁護士等の意見書徴求⇒債権者への説明・議事録作成

### (2) 役員の実務

役員としては、担当者の報告資料や専門家の意見書等をもとに、債権者が事前に十分な説明を受け、同意していることが確認できたら、会社分割に向けてオペレーションを開始するよう指示することになります。

もし債権者が同意しなかった場合には、その原因を分析し、再度交渉の余地がないかを検討します。

会社として十分な説明を尽くしたにもかかわらず、債権者の事情によりやむを得ず同意をえられなかったような場合、それでもなお会社分割を進める場合のリスクと、会社分割を諦める場合のリスクを検討し、最終的な経営判断をすることになります。

債権者の同意あり⇒会社分割

債権者の同意なし⇒原因分析、再度交渉の余地あり⇒債権者の同意を得られれば  
会社分割

債権者の同意なし⇒原因分析、再度交渉の余地なし⇒会社分割自体を諦めるか  
最終判断

### 3. B：貴社の取引先等が会社分割をした場合

#### (1) 担当者の実務

次に、貴社が債権を有する取引先等が会社分割をしたような場合は、それが濫用的ではないかどうか、判断のための情報収集を行うことが先決です。

そのために担当者の実務としては、主に次のような手順を取ることになります。(なお、取引先等が既に破産等の法的手続きに入っている場合には、破産管財人等が以下の作業を行うため、取引先等がまだ法的手続きには入っていない場合を検討します。)

- ①取引先等のプレスリリース、新聞報道等から、会社分割の概要を知る
- ②分割計画書の入手（新設分割であれば新設会社成立の日後6箇月を経過するまでの間、分割会社の本店に備え置かれます。分割会社の株主及び債権者は、営業時間内に閲覧や謄本請求等を行うことができます。)
- ③会社分割前後の取引先等の決算報告書の入手

そのほか、以下の資料も必要となる場合も考えられます。

- ④分割後の分割会社が事務所を引き払ったり、経理処理がされていないなど実体を失っているような場合にはそれらがわかる情報
- ⑤新設会社が分割会社の商号の続用があるかの確認と、続用がある場合に新設会社が貴社に対し、「新設会社が事業を承継するが、貴社の債務は承継しない」旨の説明をしていればその資料
- ⑥取締役等（会社分割を指導し高額報酬を得たコンサルタントがいる場合にはその者も含む）の責任について、関与の度合い等のわかる資料

これらの資料によって、会社分割時の分割会社の資力、一般財産の移転状況（無担保の資産を新設会社に移転させていないかなど）、対価としての株式の換価性、価値等から、会社分割の詐害性、場合によっては関係者の責任の程度を判断するわけです。

以上の前提事実を元に、弁護士等の専門家の意見を聞き、会社分割が濫用的である蓋然性と対抗手段について意見書等を徴求しておきます。

資料の収集・検討⇒弁護士等の意見書徴求

## （２）役員の実務

専門家の意見書等を入手したら、その内容を参考に、役員としては、主に以下の手順で最終判断をすることになるでしょう。（ただし、濫用的な会社分割の争い方については、まだ確定した実務が形成されるには至っておらず、今後もさらなる議論の展開を見守る必要があることに注意が必要です。）

- ① 貴社自ら、詐害行為取消権の行使や関係者の責任追及をする方法を選択する場合の時間・費用・貴社がトリガーを引くことによるレピュテーション等のコスト、
  - ② 破産申立等の要件が備わっている場合に、破産管財人に会社分割の有効性等を判断させるため、破産申立をする方法を選択する場合の時間・費用・貴社がトリガーを引くことによるレピュテーション等のコスト、
- と、
- ③ 得られる効果（新設会社にも分割会社の債務の弁済を請求できる可能性、新設会社に移転した財産の返還もしくはそれに代わる価額賠償を請求し回収可能性のある金額の多寡、取締役等関係者の責任を請求し回収可能性のある金額の多寡、徹底的に債権回収を図るという姿勢を示すことによる組織防衛的な効果）等

を比較考量します。

この比較考量の結果、貴社にとって最も最適であると判断できる手段を選択することになります。

「貴社自ら裁判等をするコスト」VS「得られる効果」の比較考量⇒最終判断

以上